

件名

金融商品取引法施行令第十四条の十一第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十第一項の規定に基づき、金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件（平成二十五年金融庁告示第 四十六号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	別表第一	府令	企業内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十八年大蔵省令第五号)
		書類	〔略〕 半期報告書 (法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。) に規定する半期報告書をいう。)
改正前	別表第一	府令	企業内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十八年大蔵省令第五号)
		書類	〔同上〕 四半期報告書 (法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。) に規定する四半期報告書をいう。)
		様式	第四号の三様式 第五号様式 第五号の二様式
		様式	第五号様式 第五号の二様式

別表第二

府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
書類	有価証券届出書 (法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものを行い、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八
様式	〔略〕

〔略〕	
〔略〕	

別表第二

府令	企業内容等の開示に関する内閣府令
書類	有価証券届出書 (法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものを行い、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八
様式	〔同上〕

〔同上〕	
〔同上〕	。に規定する半 期報告書をいう。

年大蔵省令第五十九号。以下この表において「財務諸表等規則」という。

（第六編の規定により、外国会社
がその本国（本拠とする州その他の地域を含む。以下この表において同じ。）又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類をいう。以下この表において同じ。）として記載するものを除く。）

年大蔵省令第五十九号。以下この表において「財務諸表等規則」という。

（第八章、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号。以下この表において「四半期財務諸表等規則」という。）第七章及び中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下この表において「中間財務諸表等規則」という。）第七章の規定

<p>有価証券報告書 (法第二十四条第 一項 (法第二十七 条において準用す る場合を含む。)</p>	
---	--

<p>〔略〕</p>	
------------	--

<p>有価証券報告書 (法第二十四条第 一項 (法第二十七 条において準用す る場合を含む。)</p>	<p>により、外国会社 がその本国 (本拠 とする州その他の 地域を含む。以下 この表において同 じ。) 又はその本 国以外の本邦外地 域において開示し ている財務計算に 関する書類を財務 書類 (財務諸表等 規則第一条第一項 に規定する財務書 類をいう。以下こ の表において同じ 。) として記載す るものを除く。)</p>
---	---

<p>〔同上〕</p>	
-------------	--

<p>半期報告書 (法第二十四条の 五第一項(法第二 十七条において準 用する場合を含む 。)に規定する半</p>	<p>に規定する有価証 券報告書をいい、 財務諸表等規則第 六編の規定により 、外国会社はその 本国又はその本国 以外の本邦外地域 において開示して いる財務計算に関 する書類を財務書 類として記載する ものを除く。)</p>
<p>第九号の三様式 第十号様式</p>	

<p>四半期報告書 (法第二十四条の 四の七第一項(法 第二十七条におい て準用する場合を 含む。)に規定す</p>	<p>に規定する有価証 券報告書をいい、 財務諸表等規則第 八章、四半期財務 諸表等規則第七章 及び中間財務諸表 等規則第七章の規 定により、外国会 社がその本国又は その本国以外の本 邦外地域において 開示している財務 計算に関する書類 を財務書類として 記載するものを除 く。)</p>
<p>第九号の三様式</p>	

期報告書をいい、財務諸表等規則第六編の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を中間財務書類として記載するものを除く。

る四半期報告書をいい、四半期財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社がその本国又はその本国以外の本邦外地域において開示している財務計算に関する書類を四半期財務書類として記載するものを除く。）

半期報告書
(法第二十四条の五第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する半期報告書をいい、中間財務諸表等規則第七章の規定により、外国会社が

第十号様式

備考 表中の「」の記載は注記である。

「略」

「同上」

その本国又はその
本国以外の本邦外
地域において開示
している財務計算
に関する書類を中
間財務書類として
記載するものを除
く。）